

主治医の先生へ

福井家庭裁判所

日ごろから、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬ御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、家庭裁判所は、精神上の障害により判断能力が不十分な方を法的に保護する成年後見制度のもと、本人や親族などからの申立てにより、**後見・保佐・補助開始の審判**をしております。この申立てには診断書の提出が必要となりますので、本人や親族などから依頼がありましたら、成年後見用診断書の作成をよろしくお願いします。

(様式につきましては、「**診断書（成年後見制度用）**」をお使いください。御希望の方には、最高裁判所が作成した『成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引』をお送りします。)

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

また、成年後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3類型がありますが、このうち、後見・保佐を開始する場合には、診断書のほかに、原則として、本人の判断能力の状況について医師による**鑑定**が必要とされています。

従来の精神鑑定とは違い、必要最小限の**簡易な鑑定**で、専門が精神科でない先生にも作成していただけるものですので、主治医の先生には何卒御理解の上、鑑定をお引き受けくださいますようお願い申し上げます(御希望の方には、最高裁判所が作成した『成年後見制度における鑑定書作成の手引』をお送りします。)。なお、この鑑定は、**明らかに必要がないと**家庭裁判所が判断するときには**省略**する扱いです。

つきましては、主治医の先生には、家庭裁判所から依頼があった場合に鑑定をお引き受けいただけるかなどについての御意見をお伺いしたく、大変お手数ですが、後見相当又は保佐相当の診断をした場合には「**鑑定連絡票（福井家庭裁判所提出用）**」にも御記入くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

※『成年後見制度における診断書作成の手引 本人情報シート作成の手引』『成年後見制度における鑑定書作成の手引』は、最高裁判所ホームページでもご覧いただけます。

※ 鑑定をお願いする場合は、あらためて担当者から連絡のうえ、依頼書等の書類一式を送付させていただきます。

※ 御不明な点につきましては、福井家庭裁判所成年後見受付係（0776-91-5092）までお問い合わせください。